

新型コロナ予防接種について（説明書）

※ 予防接種を受ける前に必ず読んでください。説明書を読んでいない場合、接種を受けることができません。

高齢者の新型コロナ予防接種は、任意の予防接種であり、接種の努力義務はありません。

医師の診察・説明を受け、予防接種の効果や目的、重篤な副反応の可能性などについて十分に理解した上で、接種を受けてください。

また、予診票は、医師が接種の可否を決めるための大切な情報です。必ず事前に記入をして医療機関に持参してください。

※インフルエンザとの同時接種は、医師が認めた場合にのみ可能です

新型コロナウイルスとは

新型コロナウイルスは、くしゃみ、会話などの際に排出されるウイルスを含んだ飛沫・エアロゾルの吸引が主な感染経路と考えられています。潜伏期間は通常2～4日であり、ウイルスに感染後、高熱、咳、頭痛、全身倦怠感などの症状があらわれ、喉の痛み、下痢などの症状もみられます。またその他にも、嗅覚障害、味覚障害等を呈する場合があります。

特に高齢者、呼吸器や心臓などに慢性の病気を持つ方は、重症化しやすいといわれており、死に至る原因となることもあるので、十分な注意が必要です。

新型コロナウイルスの予防対策

予防の基本は、流行前に予防接種を受けることです。その他に、①外出時のマスクや帰宅時のうがい・手洗い、②人混みを避ける、③定期的な換気をすることも効果的です。また、咳やくしゃみが他の人にかからないように気をつけることも大切です。（咳エチケット）

新型コロナウイルス予防接種の有効性

新型コロナウイルスワクチンについては、有効性や安全性が確認された上で薬事承認がされており、さらに、国内外で実施された研究などにより、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化等を予防する重症化予防効果が認められています。また予防接種を受けてから新型コロナウイルスに対する抵抗力がつくまでには約2週間かかります。感染予防・発症予防効果の持続期間等は2～3か月程度であり、重症化予防効果は1年以上一定程度持続するといわれています。

新型コロナウイルス予防接種の副反応

接種後に接種した場所（局所）の赤み（発赤）、はれ（腫脹）、痛み（疼痛）等が挙げられます。全身性の反応としては、発熱、頭痛、寒気（悪寒）、だるさ（倦怠感）、などが見られますが、接種後数日以内に回復しています。また、まれではありますが、アナフィラキシー、ギラン・バレー症候群が見られることもあります。接種後に気になる症状を認めた場合は、接種医あるいはかかりつけ医にご相談ください。

予防接種を受ける前に

（1）一般的注意

新型コロナウイルスの予防接種について、必要性や副反応について理解しましょう。気になることやわからないことがあれば、予防接種の前に医師や看護師、役場健康衛生課に相談し、納得した上で接種してください。予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報ですから、正しい情報を接種医に伝えてください。

(2) 予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱のある人（一般的に37.5℃以上の場合を指します。）
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
（急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化がわからなくなる可能性もあるので、その日は見合わせるのが原則です。）
- ③ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種によって、アナフィラキシー（接種後30分以内に起こる、ショック状態になるような激しいアレルギー反応）を起こしたことがある人
- ④ そのほか医師に接種不適当な状態と判断された人

(3) 予防接種を受ける際に担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ① 抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害のある人
- ② 過去に免疫不全の診断を受けた人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ③ 心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患がある人
- ④ 過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状が出た人
- ⑤ 過去にけいれんを起こしたことがある人
- ⑥ 新型コロナウイルス予防接種の成分に対してアレルギーが起こるおそれがある人

(4) 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ② 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこするのはやめましょう。
- ③ 接種当日は激しい運動や大量の飲酒はさけましょう。

その他

(1) 副反応が起こった場合

予防接種の後、まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時にほかの病気がたまたま重なって現れることがあります。予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱を持ってひどくはれる、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などの症状が現れたら、すみやかに医師（医療機関）の診療を受けてください。

(2) 予防接種による健康被害の救済措置

定期予防接種を受けた方が副反応により医療機関での治療が必要になった場合や、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。任意予防接種で健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済（医薬品副作用被害救済制度）を受けることになります。

詳しくは、役場健康衛生課へお問い合わせください。

参考 厚生労働省ホームページ

二次元コード



URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaikyusai.html